

『求職者支援制度について』の概要

参考1

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険(失業給付)を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者の早期の就職を支援する。

訓練

- 求職者の就職に資する新たな訓練を設ける。
- 新たな訓練の訓練コースは、成長分野や地域の求人ニーズを踏まえて設定。

給付

- ◎ 一定の要件に該当する場合、訓練受講期間中の訓練の受講を支援するための給付を支給する。
 - (1)給付要件
 - 対象者が公共職業安定所長の指示する訓練を受講する場合であって、以下の要件が確認できた場合に支給。
 - ・ 常態として職に就いていないこと
 - ・ 世帯に一定の収入がないこと
 - ・ 世帯の資産が一定の水準を超えないこと
 - ・ 訓練にすべて出席すること
 - (2)給付額
 - 1月当たり10万円。
 - このほか、訓練機関に通うための交通費(実費)を支給。
 - (3)給付期間
 - 循環的に受給することを防止するような仕組みを設ける(給付を受給できる日数は、2年まで)。
 - (4)融資
 - 給付受給者が給付に上乗せして融資が受けられる制度を設ける。
 - (5)適正な給付のための措置
 - 不正受給について、不正受給額の返還・納付などのペナルティを設ける。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

財源その他

- 求職者支援制度は、雇用保険制度において労使が一定の負担を行う枠組みとして位置付ける。
- 負担は、国1/2、労使1/4ずつ(国庫負担については、雇用保険と同様の暫定措置が適用される)。
- 求職者支援制度の創設により恒久化される緊急人材育成支援事業の残額を活用し、実質的に労使負担を軽減。

施行日 平成23年10月1日(一部の規定については、公布の日から施行)